

令和4年度つくばスマートシティ協議会第4回臨時総会 議事録

総会の決議があったとみなされる日	令和5年3月16日
総会会の決議があったものとみなされる事項の提案をした者	会長 五十嵐 立青
議事録の作成に係る職務を行った者の氏名	会長 五十嵐 立青
議決権を行使することができる会員の数	76者
議決権を行使することができる会員の議決権の数	76個

審議事項

第1号議案 規約の改正について

令和5年3月9日、会長 五十嵐 立青が会員の全員に対して、総会の審議事項について、上記内容の提案書を発し、当該案件につき令和5年3月16日までに会員の3分の2以上から同意する旨の意思表示を得たので、規約第22条第2項の規定に基づき、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなされた。

上記のとおり、総会の決議の省略を行ったので、総会の決議があったものとみなされた事項を明確にするため、本議事録を作成する。

令和5年3月16日

つくばスマートシティ協議会

会長 五十嵐 立青